

「広報いよし」広告掲載取扱要領

平成18年7月28日

告示第101号

(趣旨)

第1条 この要領は、伊予市広告掲載要綱（平成18年伊予市告示第97号。）及び伊予市広告掲載基準に定めるもののほか、「広報いよし」（伊予市が発行する広報紙をいう。以下同じ。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

((定義)

第2条 この要領における用語の意義は、伊予市広告掲載要綱において使用する用語の例による。（広告の規格等）

第3条 広告の規格、1回当たりの掲載料及び広告枠の位置は、次の表のとおりとする。

規 格	掲 載 料	広 告 枠 の 位 置
59mm×84mm	1 枠につき 20,000円 (消費税を含む)	裏表紙
46mm×84mm	1 枠につき 12,000円 (消費税を含む)	表・裏表紙以外

2 広告の枠数は、市長が別に定める。

(広告欄の明示)

第4条 市長は、掲載の位置が広告欄であることを明確に区別するため、その旨を記した文章等を記述しなければならない。

(広告の掲載回数)

第5条 広告の掲載は、1号を1回とし、1件の申込みにつき3回までとする。

(広告の掲載申込み)

第6条 広告掲載を希望する広告主は、広報いよし広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿の電子データを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、広告掲載の審査に必要と認めるときは、広告主に対し関係資料の提出を求めることができる。

3 申込締切日は、広告掲載を希望する「広報いよし」の発行日より30日前とする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を審査し、広報いよし広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により広告主に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する申込みの数が第3条第2項に規定する市長が別に定める枠数を越えたときは、次の各号に掲げる順位により広告掲載を決定するものとする。

(1) 第1順位 公共的団体

(2) 第2順位 市内に事業所、営業所又は店舗等を有する法人又は個人

(3) 第3順位 前2号に掲げる以外のもの

3 市長は、前項の規定による順位が同じ申込みがある場合は、掲載希望回数の多い申込者を優先するものとする。

4 市長は、前2項の規定によっても広告掲載を決定することができない場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 前条第1項の規定により広告掲載決定通知を受けた広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに決定に係る広告掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告内容等の変更)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号に該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、又は中止することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。

(2) 前条の規定による広告内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。

(3) その他「広報いよし」への広告掲載 が不相当であると市長が認めたとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広報紙への広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取下げを行うときは、書面により市長に申し出なければならない。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載の取下げを行ったときは、既に納入のあった広告掲載料は返還しない。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第7条の規定により決定を受けた広報紙への広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

(広告掲載料金の還付)

第13条 市長は、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、納入済みの広告掲載料を返還するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年8月1日から施行する。

(平成18年中における広告掲載期間の特例)

2 平成18年中における広告の掲載期間は、第5条の規定にかかわらず、10月号から翌年4月号までとする。

附 則 (令和4年5月18日告示第96号)

この告示は、令和4年5月18日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

「広報いよし」広告掲載申込書

年 月 日

伊予市長 様

住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

[担当者]

連絡先（電話、Fax）

E-mail

「広報いよし」へ広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

掲載希望規格	<input type="checkbox"/> 59mm×84mm（裏表紙） <input type="checkbox"/> 46mm×84mm（表・裏表紙以外）	
掲載希望月号	<input type="checkbox"/> 1回掲載	年 月号
	<input type="checkbox"/> 複数回掲載	年 月号 ～ 月号
広告の内容		
添付書類	(1) 滞納がないことの証明書 (2) 広告原稿の電子データ（GIF、JPEG、PNG形式・アニメーション不可） (3) その他、市長が必要と認める関係書類	
その他		

※□のある欄は、レ印を付けてください。

様式第2号（第7条関係）

「広報いよし」広告掲載許可（不許可）決定通知書

年 月 日

様

伊予市長



年 月 日付けで申込みのあった「広報いよし」への広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載を許可する

掲 載 規 格	<input type="checkbox"/> 59mm×84mm（裏表紙） <input type="checkbox"/> 46mm×84mm（表・裏表紙以外）	
掲 載 月 号	<input type="checkbox"/> 1回掲載	年 月号
	<input type="checkbox"/> 複数回掲載	年 月号 ～ 月号
掲 載 料	円	
掲載料の納入方法	年 月 日までに同封の納入通知書により納入してください。	
掲 載 条 件		
そ の 他		

2 掲載を許可しない

理 由	
-----	--

